入 札 説 明 書

平成２２年９月２９日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1　発注者　青森県知事

2　入札に付する事項

次の(1)及び(2)に掲げる物品の交換とする。

(1) 青森県が交換に供する物品（以下「下取物品」という。）

ア　名称及び数量　　除雪トラック　　　　　　１台

イ　規格等　　　　　別紙仕様書のとおり

(2) 青森県が交換により取得する物品（以下「取得物品」という。）

ア　名称及び数量　　除雪トラック　　　　　　１台

イ　規格等　　　　　別紙「除雪トラック（７ｔ級、４×４）仕様書（下北）」のとおり

(3) 納入期限　平成２３年３月１５日

(4) 納入場所　下北地域県民局地域整備部

3　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア　政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ　青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日施行）第 5 で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ　県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

オ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成 12 年 1 月 21 日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ　競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われた

ものを除く。）がない者であること。

キ　営業品目（自動車又は特殊車両）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は２（2）に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去５年の間に納入実績があることを証明した者であること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(第５号様式)により通知する。

ア　提出期限　平成２２年１０月４日　午後４時００分

イ　提出場所　青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県　出納局　会計管理課　物品調達グループ（県庁東棟１階）

ウ　提出部数　１部

4　入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第１号様式）を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限　平成２２年１０月４日　午後４時００分

(2) 提出場所　３の(2)のイに定める場所に同じ。

5　制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 県が提示する参考品以外の物品（以下「同等品」という。）により入札書を提出する場合は、同等品のカタログ（コピー可）を添付の上、同等品申請書を原則として持参により提出し、県の承認を得なければならない。

ア　提出期限　平成２２年１０月４日　午後４時００分

イ　提出場所　３の(2)のイに定める場所に同じ。

6　入札及び開札に関する事項

(1) 日時　平成２２年１０月８日　午前１０時００分

(2) 場所　青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県庁舎東棟１階　会計管理課入札室

(3) 入札保証金　免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア　入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ｱ) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(ｲ) 委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）。

イ　入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のＵＲＬ（アドレス）から入手できる。

http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/files/kokoroe.pdf

ウ　入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ｱ) 入札年月日

(ｲ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ｳ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(ｴ) 入札金額

(ｵ) 品名

(ｶ) 数量等

エ　入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ　郵便により入札書を提出することは認めない。

カ　入札執行回数は、原則として、3 回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ　2 回目の入札において、落札者がなく、かつ、1 者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その 1 者との随意契約によるものとする。

ク　1 回目又は 2 回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ　再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ　入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア　予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ　落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7　契約に関する事項

(1) 契約書（案）　別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア　契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ　過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期　落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

8　その他

自動車リサイクル料金、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険の取扱は、別途とする。

9　問い合わせ先

青森県青森市長島一丁目1番1号　青森県庁東棟1階

青森県　出納局　会計管理課　物品調達グループ

担当　主幹　岡村　正仁

電話　017－734－9099

（別紙）

契約書（案）

物　品　交　換　契　約　書（案）

青森市長島一丁目１番１号
（甲）　　青　森　県

住所
（乙）

上記当事者間において、物品の交換のため、次のとおり（ただし、　　　　　　　　　　を除く。）契約を締結した。

（交換物品の内容）
第１条　甲と乙は、それぞれの所有する次に掲げる物品（以下「交換物品」という。）を交換することを約した。
(1) 甲が交換に供する物品の名称、型式、規格、数量、金額等は、次のとおりとする。
ア　名　　称　　別紙仕様書のとおり
イ　型　　式　　別紙仕様書のとおり
ウ　規　　格　　別紙仕様書のとおり
エ　数　　量　　　１　台
オ　金　　額　　￥.
（うち消費税及び地方消費税の額 ￥.　　　　　　）
カ　そ の 他　　登録は、引渡し後、乙が速やかに抹消するものとする。
(2) 乙が交換に供する物品の名称、型式、規格、数量、金額、付属品等は、次のとおりとする。
ア　名　　称　　別紙仕様書のとおり
イ　型　　式　　別紙仕様書のとおり
ウ　規　　格　　別紙仕様書のとおり
エ　数　　量　　　１　台
オ　金　　額　　￥.
（うち消費税及び地方消費税の額 ￥.　　　　　　）
カ　付属品等　　別紙のとおり
２　甲は、交換差金として、金　　　　　　　　　　円を乙に支払うものとする。
（契約保証金）
第２条(A)　契約保証金は、金　　　　　円とする。
２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3　第1項の契約保証金は、乙が契約を履行した後、乙に還付するものとする。

第2条(B)　契約保証金は、免除する。

（交換物品の納入期限等）

第3条　交換物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 納入期限　　平成２３年３月１５日

(2) 納入場所　　下北地域県民局地域整備部

2　乙は、交換物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知するとともに、納入の際は、物品納品書（甲の発した「物品納入管理票」をいう。）を提出するものとする。

3　乙は、第1項の納入期限までに交換物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

（交換物品の検査等）

第4条　甲は、交換物品の納入があった場合において、乙の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに交換物品の引渡しを受けるものとする。

2　前項の検査に要する費用及び検査のために交換物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて乙の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3　乙は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4　第1項の検査に合格しなかったときは、乙は、交換物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5　前条第2項及び第3項並びに前4項の規定は、代品の納入について準用する。

（所有権の移転時期）

第5条　交換物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、それぞれ相手方に移転するものとする。

（交換差金の支払）

第6条　乙は、乙の交換物品の引渡しを完了した後、請求書により甲に交換差金を請求するものとする。

2　甲は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に交換差金を支払うものとする。

（遅延利息）

第7条　乙は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに交換物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、交換差金の額につき年3.3パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として甲に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に

100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
2　甲は、前項の遅延利息を、交換差金より控除するものとする。

（かし担保責任）

第8条　甲は、交換物品の所有権が移転した後、交換物品に隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に乙に対して交換物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2　甲は、乙が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は乙が負担するものとする。

（契約の解除）

第9条　甲は、前条の規定による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに交換物品を引渡ししなかったとき、又は引渡しする見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（契約保証金の帰属）

第10条(A)　甲が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（違約金）

第10条(B)　甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、交換差金の額の100分の5に相当する金額を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（損害賠償）

第11条　甲は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として乙から徴収する。

（協議事項）

第12条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成　年　月　日

甲　青森県知事　三　村　申　吾　㊞

乙　㊞

仕　　　　様　　　　書

1　下取り車両の名称、規格等

所　　　属	道路課（下北地域県民局地域整備部）
車　　　種	除雪トラック
車　　　名	ニッサンディーゼル
取得年月日	平成８年１１月２０日
登録番号	青森８８や１５２７ （管理番号　県０８－０１１２）
型　　　式	KC－CF５２AGH
車台番号	CF５２AG－１０００８
排　気　量	16990ｃｃ
車検有効期限	現行平成２２年１１月１９日まで。 ただし、車検は再取得して車両交換まで使用する。
走行距離	３７，５５６km
稼動時間	１，７５１h

2　取得車両の名称、規格等

別紙「除雪トラック（７ｔ級、４×４）仕様書（下北）」のとおり

仕様書最終確認印

除雪トラック（７ｔ級、４×４）仕様書
（下北）

平成２２年度

青森県

除雪トラック（７ｔ級、４×４）仕様書

概　要

この仕様書は、除雪トラック（７ｔ級、４×４）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については支出負担行為担当官（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

下線部仕様は付加仕様であり、入札後に価格内訳書を提出することとする。

１．性　　　能（JCMAS T006 性能試験）

（１）除雪幅・フロントプラウ　　2.8 m　以上

（２）プラウ除雪作業速度

（新雪 ρ=0.08t/m3、除雪高35cmにおいて）　　30 km/h　以上

（３）騒音レベル　　85 db(A)　以下

（ｵﾍﾟﾚｰﾀ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）

２．主要諸元

（１）全　　　長（最大アングリング時）　　11,500 mm 以下

（２）全　　　幅（直角時）　　3,400 mm 以下

（最大アングリング時）　　3,150 mm 以下

（３）全　　　高（黄色灯火上端まで）　　3,800 mm 以下

（４）最低地上高　　240 mm 以上

（５）車両総質量　　13,000 kg 以上　15,000 kg 以下

なお、「７．付属装置及び付属品　７－２車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

（６）最小回転半径（最外側車輪中心）　　10 m 以下

（７）乗車定員　　2 人 以上

３．車　　体

（１）機　　関

形　　　式　　水冷、ディーゼル機関

最高出力　　230 kW 以上

（２）駆動方式

形　　　式　　総輪駆動方式

（3）タ　イ　ヤ

　　形　　式　　　スノータイヤ（スタッドレスタイヤ）

（4）運　転　室

　　構　　造　　　全鋼製密閉形

　　ハンドル位置　　右ハンドル

　　窓　　　　　　冬用ワイパーブレード付

4．除雪装置（プラウ）

（1）形　　式　　　油圧式アングリングプラウ形（ゴム製デフレクタ・反転エッジ付）

（2）構　　造　　　ストレート形平形刃先、鋼板円筒曲面構造

（3）能　　力

　　切刃昇降範囲　　地下30mm～地上450mm 以上

　　そり　　　　　　除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること

5．計器類

（1）運行記録計（120km/h、機関回転数記録、７日計）	１式
（2）機関回転計（運行記録計組込型も可）	１式
（3）燃料計	１式
（4）水温計	１式
（5）充電警告灯	１式
（6）機関油圧計又は機関油圧警告灯	１式
（7）空気圧計又は警告灯	１式

6．照明装置類

（1）前部霧灯		２灯
（2）黄色灯火（散光式）	全幅 1,100mm以上	１式

7．付属装置及び付属品

7－1　車両総質量に含むもの

（1）バックブザー（後方１mにおいて、音圧 80dB（A）以上）	１式
（2）カーヒータ	１式
（3）標識板（「青森県除雪車」300×570mm以上、車体後部取付）	１式
（4）注意表示板（「除雪作業中接近注意」、車両後部取付）	１式
（5）スペアタイヤ	１式
（6）スペアタイヤ取付台	１式
（7）床マット	１式

7－2　車両総質量に含まないもの

（1）標準付属工具	1式
（2）取扱説明書	1部
（3）部品表	1部
（4）履歴簿	1部
（5）タイヤチェーン	1式

8．塗　　装

国土交通省建設機械塗装基準による。

9．検　　査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10．保　　証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、　乙に無償修理を行わせることがある。

11．その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む））」に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

11-5 下取り車両の取扱い

下取り車両の「建設機械番号」「建設省補助除雪機械」又は「国土交通省補助除雪機械」「青森県」の表示は消去するものとする。

なお廃棄処分する場合はこの限りでない。

（別紙）入札書参考書式

年　月　日

青森県知事　　　　　殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　㊞

（委任代理人　　　　　　　　㊞）

入　　札　　書

金額（税抜）	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

番号	品　名	規　格	数量	単　価	金　額
	（下取物品） 除雪トラック	ﾆｯｻﾝﾃﾞｨｰｾﾞﾙ KC－CF５２AGH	1		△
	（取得物品） 除雪トラック	仕様書のとおり	1		

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

第１号様式

年　　月　　日

青森県出納局会計管理課長　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　㊞
担当者氏名
連　絡　先

入札説明書等に関する質問書

公　告　日	平成２２年９月２９日
品　　名	除雪トラック　　　―
質　問　事　項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

第3-1号様式

年　　月　　日

青森県知事　　　　　　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　　㊞
担当者氏名
連　絡　先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成２２年９月２９日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1　品　　名　　　　　　除雪トラック

2　業者番号及び等級格付

3　登録営業品目

4　申請日現在の指名停止措置の有無

有　・　無

5　誓約事項

次の各号について、誓約します。

(1)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当していないこと。

(2)　同条第２項に規定する要件に該当していないこと。

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

２　知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

第3-2号様式

納入実績証明書

年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　㊞

平成22年9月29日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1　品　名　除雪トラック

2　過去5年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

メーカー名	機　種	規　格	納入年度	納入先	納入数量	備　考

3　添付書類
契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注　用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別紙参考様式

委　　　　　　任　　　　　　状

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者　所在地又は住所
　　　　商号又は名称
　　　　職氏名

代理人使用印鑑

記

入札件名　　除雪トラックの交換に係る制限付き一般競争入札

入札期日　　平成２２年１０月８日

入札場所　　出納局会計管理課入札室